

平成30年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年3月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成30年3月9日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長		産業建設課長	田村 正和
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	田村 秀明
会計管理者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国土調査課長	橋掛 直馬
税 務 課 長	森田 修弘	農業委員会事務局長	吉野 広昭
収納管理課長		病院事務局長	渡辺 公平
チーム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成30年 3月 9日 午前9時開議

- 日程第1 議案第 1 号 平成29年度佐川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議案第 2 号 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第 3 号 平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第 4 号 平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 5 号 平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第 6 号 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第 7 号 平成29年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第 8 号 平成30年度佐川町一般会計予算
- 日程第9 議案第 9 号 平成30年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成30年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成30年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成30年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成30年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成30年度佐川町水道事業特別会計予算

- 日程第 16 議案第 16 号 平成 30 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 佐川町用語等の整理に関する特別措置条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 佐川町例規等内容精査に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 20 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 22 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 23 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 24 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 25 号 佐川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 26 号 加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 27 議案第 27 号 佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 28 号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 29 号 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 30 号 佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 31 議案第 31 号 第 5 期佐川町障害福祉計画の策定について
- 日程第 32 議案第 32 号 佐川町子ども・子育て支援事業計画の変更について
- 日程第 33 議案第 33 号 佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- 日程第 34 議案第 34 号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 35	議案第 3 5 号	佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 36	議案第 3 6 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 37	議案第 3 7 号	佐川町教育相談所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 38	議案第 3 8 号	佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 39	議案第 3 9 号	佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 40	議案第 4 0 号	佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例の制定について
日程第 41	議案第 4 1 号	町道路線の認定について
日程第 42	議案第 4 2 号	尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について
日程第 43	議案第 4 3 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 44	議案第 4 4 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 45	議案第 4 5 号	佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について
日程第 46	発委 1 号	佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 47	発委 2 号	議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置について
日程第 48		議員派遣について
日程第 49		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 1 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号、平成 29 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、平成29年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号、平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第５号、平成２９年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５号、平成２９年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第６号、平成２９年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第６号、平成２９年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 8 号、平成 30 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

5 番（坂本玲子君）

何点かお伺いします。まず、総務課のほうに、緊急避難場所耐震化整備事業がありますが、公民館、集会所の耐震化整備予算が 3,220 万円計上されています。今回、耐震化を整備する場所はどこか。また全体で耐震化の必要な箇所数、整備された数、今後必要な数をお伺いします。

健康福祉課のほうに 2 点目。昨年度、手話言語条例が制定されました。その推進のための予算はどうなっているのか、お伺いします。また、保育所運営費、私立広域が 5,850 万円と大幅に増額されています。この理由をお伺いします。

3 点目、産業建設課のほうにお伺いします。今回、斗賀野あおぞら公園トイレの改修の予算が計上されています。その完成の時期はいつになるのか、お伺いします。

4 点目、教育委員会のほうに、学校支援地域支援本部事業が今年度から全ての小学校で実施され、また来年度も予算化されています。この事業の補助率、事業の効果についてお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。緊急避難場所に指定されております公民館、集会所の耐震化整備のことについてですが、総務課のほうとしては全体で 50 カ所を予定しております。それで現在までに、27 年度から 29 年度までに 22 カ所のほうの耐震化の整備を行いました。

平成 30 年度当初予算に計上させていただいております箇所数が 10 カ所ということになっておりまして、その場所につきましては、本村東公民館、瑞応公民館、山本公民館、角口・狩場集会所、野添公民館、入寺山公民館、蔵法院公民館、川原田公民館、鳥の巣公民館、原公民館を予定しております。

今後につきましては、平成 31 年度、32 年度で、残り 18 カ所の整備を予定しております。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例につきまして、平成 29 年 9 月議会において議決されました。条例の中ですね、第 7 条のほうで、施策の基本方針というのがありまして、4 点ぐらいが主なこととなりますが、1 つ目は、手話を学ぶ機会の提供、それからコミュニケーション支援者等の確保及び養成、この 2 つにつきましては、今後ですね、役場内ですね、話し合ってますね、検討して実施をしていきます。

それで、30 年度についてのことなんですが、多様なコミュニケーション手段への理解、普及と、多様なコミュニケーション手段を使用するに当たっての環境整備というところで、まず理解と普及というところではですね、今月の広報でも載せてますが、3 月の広報に載せてますが、条例の概要とですね、支援事業についてお知らせをしております。

それから予算的なことと言いますと、耳マークの表示セットを窓口業務のほうに置くようにしてます。それから対面式会話補助器です。これは 50 音になってるものをですね、指をさして言葉にして会話をするというツールです。それから電子メモパット、これは電子メモ帳みたいなもので、書いては消して書いては消してやりとりができるというものです。それから庁舎内にですね、掲示板用のですね、ラミネートで、ここは何のところですか、トイレです、和式です、

洋式ですっていう、わかるものをつくるようにしてます。

そのほかですね、障害者用の窓口コミュニケーション用タブレット、通信機を置くようにしてます。これはかわせみのほうです。これは、フリーのですねアプリを入れることによって、カードの中ですね、ものとか行為、水とか食事であるとか、行為であったら飲みたいとか食べたいとか、そういうカードを組み合わせでですねタブレットを押すとですね、言葉が相手に伝わるというツールなんですが、そういったことをやりたいように考えてます。

これは現在ですね、若草養護学校とかですね日高養護学校のほうで実際使われてます。それは 15 万 6 千円ぐらいです。

それからですね、手話言語条例のですね、コミュニケーション条例の啓発のパンフレットということで約 10 万円組んでます。全体でですね、32 万 9 千円を 30 年度は組んであります。

次に保育料のほうです。保育料のほうがですね、5,850 万円上がっている理由ということですが、これは私立のほうがですね、6 千万上がって、公立のほう 150 万円減ということで、2 つで 5,850 万円増ということになってます。

この理由としましては、私立のですね 6 千万円の増なんですが、これはですね、公定価格 16% から 18% で 2 % の増になります。これは運営するために必要な費用をですね、国が定める基準なんですが、公定価格はまず 2 % 上がっているということと、それから処遇改善ということで、これは保育士のですね、技能、経験に応じてですね、賃金がちょっと上乘せ、処遇を改善するというものです。

その 2 つを合わせて、私立 5 園全体でですね、去年が 3 億 3 千万、ことしは、30 年が 3 億 9 千万ということで 6 千万の増です。以上です。

産業建設課長（公文博章君）

御質問のありました斗賀野あおぞら公園の完成時期についての御質問にお答えをいたします。

このトイレにつきましては以前、坂本議員、森議員にそれぞれ御質問をいただきまして、早期改修への御質問をいただいております。このトイレは平成 15 年に設置されまして老朽化が進んでおりまして、利用されている方々には非常に御迷惑をおかけしているところ です。

この完成時期につきましては、県との調整もありますけども、町

としましても早急に対応したいと考えております。平成 30 年度は設計業務のほうから始める必要がありますが、年度内には工事が完成できますように努めてまいります。以上です。

教育長（川井正一君）

私からは、学校支援地域本部事業についてお答えをさせていただきます。まず最初に、補助率ということでしたが、国、県、市町村、各 3 分の 1 ということになっておりますが、ただ、国費は直接補助ではなく、県を通じての間接補助となりますので、予算書での歳入は県補助金として 3 分の 2 相当額を計上しております。

次に、効果という御質問でございました。今の学校教育と申しますのは、なかなか学校だけでは非常に厳しい状況が続いております。そういった中で、やはり学校、家庭、地域、この三者が連携してさまざまな取り組みをしていこうというその大きな流れの中で、この学校支援地域本部事業がございました。

地域本部事業の地域ということになるんですが、この地域の中には当然保護者が含まれた地域の方々に御支援をいただいて、学校の教育活動を行っておるという中で、具体的な、こういったことをやっておるかということをお答えさせていただいて、効果ということで答弁とさせていただきたいと思います。

まず、学習支援あるいは授業支援をしていただいております。特に、なかなかクラスが落ち着かない、そういったクラスに入っていて、支援員と同じような役割も果たしていただいたり、あるいはマルつけ、そういったこともやっております。

また、家庭科では、調理実習でありますとか裁縫の支援、そういったものにも御支援いただいております。さらには読み聞かせ、また農業体験支援として、米、野菜、いちごなどの農作業の支援、さらには、環境整備としてグラウンドとか木の剪定、そういったこともやっておりますし、また季節的なものとしましては、夏休みのプールの監視、それからまた冬の時期のマラソンのときに、要所、要所で監視に立っていただく。

こういったこと、さまざま学校によっていろいろございますが、こういったことやっていただいて、学校の教育活動が円滑に進んでおるというふうに考えております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

まず、5 点についてお尋ねをいたします。

まず 1 点目、43 ページにあります 2 款、1 項、1 目 18 節に備品購入費。この中に、462 万 3 千円の公用車購入費がありますが、これはどういうものか。

2 点目が、5 款、2 項、2 目、13 節の中に、委託料。これは一般質問の中でもお伺いいたしましたけれども、考えてみましたけれどもちょっと腑に落ちませんので、お伺いをいたすところではありますが、この作業道設計管理開設委託料 400 万、実施測量設計委託料 100 万、自伐型林業推進事業委託料 300 万、このことではありますが、これは現在あちこちでつけている作業道のことだろうとは思いますが、この手順ですけど、この進め方について御説明をお願いしたいと思います。

例えば、これは山の地形などに合わせまして、設計をして作業道をつけるというふうに思いますが、誰に頼んで設計をして、そしてまた誰に頼んで作業道をつくっていくものか、これを御説明願います。

次に 3 点目 103 ページ。6 款、1 項、1 目、13 節の委託料の中に、道の駅計画策定委託料 427 万 7 千円なるものがありますが、これはどういうものなのか。町長の一般質問の答弁の中にはですね、30 年度内に候補地を選定したいということでありましたし、また高知新聞にも時間をかけて取り組んでいきたいと報道されています。

そしてこの見積書、これをチーム佐川からもらって計算をしてみたわけではありますが、これを計算をして積算していくとですね、あたかもむしり取りのような計算になっています。ちょっと指摘をさせていただきますと、まず、道の駅の計画検討についてとなっております、5 点ほどの内容が書かれております。道の駅設定の目的及び役割、2 点目が道の駅の機能、3 点目が道の駅建設に関する波及効果、4 点目が施設の規模、5 点目が整備、運営の方法について、とこういうふうになっておりまして、このために 3 回程度来町して打ち合わせをするようであります。

問題なのはここからでありまして、積算であります。直接人件費として一式 162 万 1,800 円、直接経費 8 万 4 千円とあります。これくらいやったら、ちょっと高いかもわからんけど、仕方がないかなと思ってずっと見ていきまして、この今言った 2 つを足して直接原価 170 万 5 千円くらいが直接原価ということになっておりま

す。

これに、この算式でいきますと、1 マイナス 0.35 分の 0.35、つまり 0.538、5 割 3 分 8 厘を上乗せした金額、87 万 3,339 円、これを直接原価に上乗せしまして、計算をしています。この上乗せされた合計金額 179 万 3,139 円。これに一般管理費と称してまた 5 割 3 分 8 厘、この金額が 138 万 8,867 円となるわけではありますが、これが経費としまして、396 万 8,006 円と。これをまとめて 396 万円、これに 8 % の消費税を加えて 427 万 6,800 円と計算をしておりますが、これは誰が見てもちょっと理解に苦しむんじゃないかと。町民誰もが、これを計算をしたらおかしいと思います。原課でチェックをされたのか、まずお伺いします。

そして、町長もまちづくり研究所を経営されていたと思いますので、こういった積算基礎がなり立つものなのか、まっとうな見積書と言えるものかお伺いをいたしたいと思います。

続いて 4 点目。同じく 103 ページに、ブランド構築及び展開業務委託料 540 万円があります。この件について、原課からもう一度、ちょっとアバウトでもいいですので、これ何回も聞いていますので、同じような角度でも、切り口でもいいですけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

この件につきまして、きのうも町長に聞きましたところ、地方創生事業の最終年度に当たり、交付金があるうちに筋道をつけておきたいと、こういうことで了解といたしますけれど、高すぎるように感じるわけであります。

そして天下の博報堂に委託するということではありますが、この博報堂というのはすばらしい頭脳集団でありまして、何でもできると思います。しかしこの会社は、平成 20 年ごろでありますけれども、知恵が働き過ぎるというのか、いろいろなことができるもんですから、障害者郵便制度の悪用事件も起こしている会社でもあります。またこの会社の正社員の年収が非常に高い。ですから、こういった高い委託料になってくるんじゃないかというふうに思いますけれども、佐川町の場合は、財政力も財政力指数も 0.3 前後で推移しておりますので、裕福な団体ではありませんので今後はしっかりこのあたりは精査して選んでいただきたいと思います。

次に 5 点目ではありますが、123 ページであります。9、2、1 の 15 工事請負費の中に、佐川小学校の東側のフェンスの工事をするとい

うふうに、きのう御説明をいただきましたけれども、これはどんなふうにするのか、あそこはコンクリートの塀でありまして、外からは見えないし、昔からのへよいであります。これをどんな工法でどんなふうにするのか、お伺いしたいと思います。

以上、5点お願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず私のほうから3点ほど。1つ目がバス。公用車の購入費ということで、予算書でいきますと43ページ。462万3千円ですけれども、これの内容につきましては、今、本格運行しておりますさかわぐるぐるバス、これの予備車として購入をさせていただきたいものでございます。

これにつきましては、現在は3台でそれぞれの事業者3事業者のほうで1台ずつ運行していただいておりますけれども、万一の事故あるいは故障、それから検査等のためにですね、車を検査所等に入れなければいけない事態が発生することを想定をいたしまして、代替の車両として購入をするものでございます。

これにつきましては3事業者それぞれからですね予備車を構えてもらいたいという強い要望があってですね、予算化をしておるものでございます。これにつきましては県の補助金3分の2を活用いたしまして、購入をしたいというふうに考えております。

なお、代替車両としての用途のほかにはですね、例えば、町として保有をすることになると思いますので、宣伝あるいは広告、広報それぞれの利用促進につながるためのいろいろなイベントに活用するであるとか、そういった活用方法も考えていきたいというふうに思っております。

2点目につきましては、103ページの委託料の2点、まず道の駅の話がございましたが、道の駅の委託料427万7千円でございます。これの積算、見積もりについてチェックをしたかというお話であったと思いますが、積算の金額等につきましては、先ほど西森議員がおっしゃいましたとおりです。

5点ほどの内容の検討業務、それが直接人件費が162万1,800円。それに関係する経費として、これは成果品の作成ということで8万4千円。直接的な原価として107万5,800円でございます。これの、人件費の積算についてはですね、別途資料を見積もりをしていただいた業者のほうからはもらっております。延べ43回の業務支援。3

回、こちらのほうに出向いていただいて打ち合わせをするという内容のほかにですね、43回の業務支援、それぞれの責任者、技術者、それぞれの単価を当てはめて人件費として積算をしています。

そのほか、その他原価ということで、先ほどの計算率おっしゃいました金額で87万3,339円。それから一般管理費として138万8,867円ということで、この計算方法につきましては、私、専門家ではございませんけれども、コンサルタント業務見積もりをする中で、こういった直接原価、そしてその他原価、一般管理費等ということで積算をして見積もりを出すということが一般的というに聞いておりますので、その方式に基づいて見積もりをチェックをして、妥当な金額であろうということで要求をしています。

その次ですけれども、ブランド構築の事業の委託料540万円ですけれども、この内容につきまして少し説明をさせていただきます。佐川町の総合計画を推進する1つの核としてブランド構築事業というものを地方創生推進事業交付金を充当いたしまして、継続事業として実施しています。これについては、佐川町のトータルなイメージを構築してですね、各分野、この佐川町のブランドを活用して戦略的に情報発信をしたりとか認知度を高めていくというところで、それぞれの施策に効果をもたらそうという目的のもとに行っています。

平成30年度の内容につきましては、ブランド構築事業としてまちなまるごと植物園事業の推進、そして継続事業になりますが、プロモーション活動事業として365日のウェブサイトの運営。それから教育事業としてロボット動物園のキットの開発。それから小学生向けの新プログラムの開発ということで計上しています。それが主な事業の内容になります。

その内容についての積算が、これもそれぞれ人件費の単価をのせて、延べ67回の業務をするという内容に基づきまして、370万円が人件費として積算しています。そして、次に製作関係費ということで、交通費であったり、あるいは諸経費、事務費的な経費、これで70万円。そのトータルの管理進行費として15%で60万円ということで、トータルして500万円、それに消費税を掛けて540万円という積算になっています。

町としましては平成30年度、この中で特にまちなまるごと植物園の事業、ふるさと教育等の連携もごございます。この総合計画の核となる事業、これを積極的に推進していくということで特に力を入れて、

このブランド構築事業を推進していきたいと考えております。以上です。

産業建設課長（公文博章君）

一般会計予算書 101 ページの 13 節委託料、質問のございました上から 3 つ。作業道設計管理開設委託料、実施測量設計委託料、自伐型林業推進事業委託料、この 3 点につきまして、西森議員のほうから一般質問で御質問をいただいております。少し私のほうの思い違いがあつて、誤った答弁をさしていただいたところがありますので、訂正をさせていただきまして、また説明をさせていただきたいと思ひます。

まず 1 つ目、一番上の作業道設計管理開設委託料につきまして、この 400 万ですけれども、この 400 万のうち 100 万円につきましては、この開設をするための設計委託の業務になっております。これにつきましては、山林の作業の専門性のあります山林協会、こちらのほうに設計の委託を予定をしております。また、その設計に対しまして、工事のほうを委託をいたします。この作業の委託が残りの 300 万円になります。

こちらにつきましては町内の自伐林家や協力隊等のほうに施業していただく作業道を開設する予定としております。

それから上から 2 つ目。実施測量設計委託料。これにつきましては、山地災害の工事をするに当たりまして、前段でその対策工事の設計をいたします。その設計の委託費用となっております。30 年度につきましては、尾川のほうと黒岩のほうと、そちらのほうの崩れているところについて対策を考えております。

それから、その下の自伐型林業推進事業の委託料でございます。これは町内の自伐林家の方や協力隊に向けての研修業務を委託する内容の委託料となっております。

こちらにつきましては、土佐の森救援隊、こちらのほうに委託を予定をしております。以上でございます。

教育次長（片岡雄司君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。9 款、2 項、1 目、15 節工事請負費の佐川小学校の塀の整備につきましては、施工箇所が佐川小学校と佐川高校の間の塀を整備することとしております。

この整備につきましては、地元の要望等もありました。整備する

擁壁につきましては、県道長者佐川線から少し離れていることや、風通し等の条件を考慮し、鉄筋コンクリート擁壁を8メートル施工することとしております。既存の擁壁と比べまして、鉄筋を入れて施工することとしておりまして、厚さも薄く安全性のある構造物を施工することとしております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

それぞれ御答弁をいただきました。この作業道でありますけれども、現場のほうからですね、かなり密度の濃いぐるぐるした道をつけてもろうたですけれど、カーブがきつすぎて、平面の設計ではカーブが、あんまりきついカーブは想定してなかったら回りやすいですけれども、勾配がきつくなりましたらとてもその材を積んで危なくて降りれないというようなことでありますので、実際にですね、4メートルなり、ほとんど4メートルを想定していると思いますけれども、価格の高い6メートルの材を積んでも、危なくなく通れるような道になるよう、現場で協議なりあるいは調整をしていただきたいというふうに思うわけであります。

大体ほかのものについては了解をいたしましたけれども、予算全体につきましては納得しているわけではありません。特に、理解できない委託費など、とてもここには疑問も残りますし、それから地元でできることにつきましては必ず地元でやっていただきたいと思うところであります。

先ほど御説明いただきました予算の中には、このぐるぐるバスの代替えをイベントにも使いたいということでもありますけれども、こういうふうに、あったらいいねというようなものにつきましては、町民は到底納得しませんし、理解もできないと思います。

また、一般質問でも申し上げましたけれども、増え続けている職員数と、当然それに伴う経費、給料等の経費でありますけれども、類似団体の比較、これにつきましては、町長答弁の中で、恐らく単純値で比較した数字をお答えいただいたと思いますけれども、この大分類の単純値ではなくて、修正値あるいは定員モデル、定員回帰指数等を使ってしっかりと分析をしていただきたいと思います。

そうしましたら、決して少なくない状況になっています。私は、過剰になっていると思います。こういった視点でありますので、本年度予算、これに対しては、私が今るる申してきましたような視点でありますので、当初予算には反対し、否決に向かってアクション

を起こそうかと思っておりましたけれども、数日間よく考えてみ、また周囲の人と、いろんな方とも相談をしてみました。

しかし、やはり否決となると、町民生活に与える影響が非常に大きい、こういうことになりまして、今回は考えを改めました。反対はいたしませんけれども、次の補正予算なり予算編成に当たりましては、十分配慮していただき、また予算執行に当たりましては特に注意を払っていただきたいと願うところであります。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

2 点、質問させていただきます。1 つは予算書の 125、129 ページ、教育費の小学校扶助費で、就学援助費がそれぞれことしも予算化をされております。今年度それぞれ小学校、中学校、何人何世帯を想定されているかっていうこと。2 点目は産業建設課ですけども、予算書 111 ページに耐震改修補助費として 5,404 万予算化されております。今年度の診断、設計、工事の、何件ぐらい想定された予算かということをお教えください。以上です。

教育長（川井正一君）

就学援助の申請状況について答弁をさせていただきます。平成 30 年度に向けての申請を、受け付けが現在終わっておりまして、申請者数は 108 人。世帯数で言いますと 72 世帯。それで 108 人の内訳としまして、小学生が 71 名、中学生が 37 名となっております。以上でございます。

産業建設課長（公文博章君）

平成 30 年度の耐震事業、診断設計工事の予定件数について御説明いたします。30 年度の予算につきましては、診断設計工事とも、40 件程度の施工を予定をして計上しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

改修工事のほうの想定数は。

産業建設課長（公文博章君）

改修工事につきましても、40 件程度を想定しております。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

4 日間、5 日間議会でございしましたが、またその間に勉強会もご

ざいまして、いろいろ勉強させていただきました。勉強会とだぶるかもわかりませんが、本議会で廣田課長が最後の議会ということで、答弁をいただきたいと思います。公文課長もひょっとすると最後になるかもわかりませんが、廣田課長は非常に、答弁をする機会が少なうございまして、ぜひですね、答弁をしていただきたいと思います。

この間の勉強会で、平成 29 年そして 30 年、30 年度も少し残りそうというふうなことをお聞かせいただきましたけれども、その他につきましてどうして残るのか、もしくは現状、予算につきましても御説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

国土調査課長（廣田郁雄君）

お答えをいたします。佐川町の国土調査事業、地籍調査はですね、平成 3 年から始めておりまして、平成 30 年度の予算で現地調査を終了するという予定で予算計上させていただいておりますが、ここ 3 年ほど、1 割ないし 3 割がですね、要望補助金に対して減額された経緯がございます。そうなった場合はですね、30 年度は単費を入れるのか、または 31 年度に現地調査が若干残るという可能性があります。そうなった理由といたしましては、国の予算自体は、国土調査は横ばいだと聞いておりますが、東北の大震災等で早く復旧はできたという例もありまして、全国から地籍調査を始める地区が増えたと聞いております。

高知県においても、海岸部における市なんかは特に地籍調査進んでおりませんので、県としましてもそちらのほうにですね、優先的に配分がなされる結果だと思っております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

2 点だけお聞きをして、教えていただきたいと思います。まず 103 ページの、先ほど西森議員も少しお聞きをしてましたが、佐川町ブランド構築の中で、まじめにおもしろくの 365 日のウェブサイトが、確か勉強会で 101 万だというふうにお話があったと思いますが。わかっておればいいですが、そのウェブサイト、単独でどれくらいアクセスがあるのか、わからなければ結構です。このウェブサイトがどれだけ必要性がどこまであるのかなと。

ツイッターやフェイスブックで 365 日で発信をしていると、その

ほうが積極的につながっていけないのではないか。この 365 日のウェブサイトの運営自体、個人的に今までお話もしてきたところがありますが、365 日になってないところも、毎日の発信にはなってない。フェイスブックやツイッター等で職員の皆さん等が使って発信すれば、フェイスブック、ツイッターはお金がかかりませんので、その意味で、このウェブサイトがどこまで必要性があるのかどうかという、どういう御認識かお聞きをしたいと思います。

それからもう 1 点は、117 ページの教育委員会のこのふるさと教育計画開発委託料。あらかた御説明いただきましたが、金額が非常に 1 千万と高いですので、もう一度どういう内容のものをつくろうとされているのか、具体的にお話をいただきたいと思います。この 2 点、お願いをいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このブランド構築の中の委託料の中の業務の 1 つとして、プロモーション活動としてですね、365 日のウェブサイトを運営を委託をしております。これの閲覧数、アクセス数ですかね。これ、29 年度の、今、実績といいますか 4 月 1 日から 2 月 20 日までのデータを、今、手元にございますが、ページビュー数という形でですね、お答えをさせていただきますと、トータルで 2 万 9,821 回というデータがございます。

この必要性ということでございますけれども、これは情報発信の核として、佐川町 365 日の佐川町のいろいろな出来事であるとか、日常の風景、人々の活動というものを全国の方々に情報発信をすることで作成をしてですね、地域おこし協力隊あるいはさまざまな町民の方からの投稿も含めて運営をしております。

ただ、なかなかですね、毎日更新をすることができていないという現状もございまして、今年度はですね、どういうふうに運営をしていくか、更新の記事を書いていくかということについても、チームを組んで、会議を重ねて投稿数を増やすというふうな努力をしております。

来年度に向けてこれをさらに見ていただけるように、内容も更新、そして内容のほうも充実をさせていただくということで、情報発信の 1 つの柱として必要性を、町の担当者としては考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町長（堀見和道君）

私のほうからは、ふるさと教育計画開発委託料について説明をさせていただきます。期間としましては2年から3年程度をかけて、ふるさと教育の体系化及びICT化を図っていきたいというふうに考えております。

これは一般質問でも回答させていただきましたが、SDGsの取り組みの視点を入れてですね、佐川町独自の視点、3つのしよく育を核としたふるさと教育を体系化をしていく、そのための調査、ヒアリング、検討委員会の運営についてですね、委託をしていくと。

流れとしましては、佐川町の総合計画を2年間かけてつくってまいりましたが、そのような形で進めていくと。ふるさと教育の体系化については高知大学ほか関係者、専門家にもですね、協力をいただいて進めていきたいなあとというふうに思っております。

最終的に、成果物、ゴールといいますか、成果物としましてはですね、小学校1年生から中学校3年生までのふるさと教育の副読本となるもの、教材をですね、つくり上げたいなというふうに思っております。これは学校教育の中で一貫をして継続をして佐川町のよさですとか佐川町の宝物、歴史、偉人、佐川町の産業、そういったものを子供たちに継続をして教育をすることで、町のことを愛しですね、町のことに誇りを持ってもらって、将来、町の担い手になってもらえる子供を育てたいと、そのように考えております。

また、子供たちだけではなくて、子供たちの親世代、また多くの町民の方にもその内容を共有をしていただきたいという思いが強くありまして、スマートフォンのアプリを開発するなどしてICT化を図ることによって、そのふるさと教育、3つのしよく育、それを町内にも理解を広めて共有をして、町を挙げてSDGsを含めたですねふるさと教育、持続可能な、持続可能で幸せなまちづくりをしていきたい。そのための教育づくりということで、予定をしています。

ただこの予算につきましては、今、準備をしておりますが、SDGsのモデル事業に選ばれると、そのこと一生懸命注力をして国からの応援もいただいてですね、予算をしっかりとって進めていきたいと、そのように考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

1点だけ確認をさせてください。先ほどのその365日のウェブサイトのアクセス数が2万9,800ということでしたが、これは本町の

ホームページの自体のアクセス数ではなくて、単独のアクセス数が 2 万 9,800 ということでいいんですかね。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

申しわけございません。そのデータですね、出どころが少しちょっと確認ができておりませんので、また確認をしてお知らせしたいと思います。

9 番（松浦隆起君）

後で、その単独数を確認していただければと思いますが。先ほども言いましたが、フェイスブックやそういうツイッターをさらに積極的に使われたほうが価値的ではないかなというふうに思いますので、ウェブサイトは向こうから来ていただかんと見てもらえませんが、SNS はこちらから発信して向こうへどんどん、向こうの中へ飛び込んでいけるものですので、この 101 万円の可否についても少し、ちょっともうちょっと有効的にできないかなというのがありましたので、ぜひそれもまた検討していただければと思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

4 番（下川芳樹君）

1 点、質問をさせていただきます。一般会計予算の 123 ページ、127 ページのほうに、佐川小中学校のそれぞれの空調設備の設置委託経費が掲載されております。近年、異常気象と申しますか、高温化が進んでいるというふうなことで、学習環境、特に小学生、中学生においては、十分な環境の中での学習というふうなことが目指されております。ぜひ積極的な推進を図っていただきたいという思いと一緒にですね、現実、どのような計画で進められるのか、計画のみ、設置までの計画のみお知らせをいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず平成 30 年度につきましては、設計の委託をさせていただいて、平成 30 年度から工事に着手したいと考えております。

ただ、町内には小学校 4 校、そして中学校 2 校ございますが、先進市町村のお話をお伺いしますと、大体 1 校当たり 5 千万はかかるでしょうと。5 千万以上というふうに言われております。そういった場合の事業費との絡みもございますが、私どもの希望としましては、できれば平成 31 年度に小学校をやらせていただいて、平成 32

年度に中学校、この２年間で工事を終わらせたいという思いを持っておるんですが、ただ町の予算全体との関係で、それが１年ぐらいずれる可能性もあるのではないかと考えております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第８号、平成３０年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成全員。

したがって、議案第８号は、原案のとおり可決することに決定されました。

日程第９、議案第９号、平成３０年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第９号、平成３０年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 30 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 30 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計予算について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時

再開 午前 10 時 10 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17、議案第 17 号、佐川町用語等の整理に関する特別措置
条例の制定について、質疑を行います。

9 番（松浦隆起君）

これにつきましては、この後 18 号で具体的な条例の制定も出ますが、これ、ホームページに例規集を掲載するに当たって整理等行うという御説明をいただいておりますが、本来は、ホームページに載せる載せないではなくて、きちっと条例は整理をされておられるべきものであって、このようにまとめて行うというのは、今まで、平たく言うと、少し、きちんとできてませんでしたよということではないかなと思います。

今回、このようにきれいに整理をされるんですが、今後この条例を作成される、また改正される、そのときにきちっとできるような、今後どういうふうにダブルチェック等かけていかれるのか、今後は、今回これできれいに整理されますので、今後が大事だと思いますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

質問にお答えさせていただきます。この条例のこの一括して改正するということにつきましては、今、松浦議員がおっしゃられた

とおりです。本来であれば、それぞれの条例の制定からその間における法律の制度改正等に準じて、それに対応して条例等を改正していくというのが本当のやり方であろうというふうに考えております。

今後につきましては、職員を対象としたこういう条例改正等の研修等、そして総務課のほうにおきましても、条例改正につきまして、この内容等について整合性がとれておるのかというようなチェックをいたしまして、今後対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、佐川町用語等の整理に関する特別措置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、佐川町例規等内容精査に伴う条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、佐川町例規等内容精査に伴う条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この課の設置、統廃合につきましては説明を聞いたところでありますけれども、税務課の中に課内室をつくるというふうにもお伺いしておりますけれども。租税債権、これは課の中に課内室をつくったとしても、それ以外の私債権であります、きのうも給食の滞納が 200 万ほどあるやにお伺いしましたし、予算書も 100 万くらい載せてると思いますが。

こうした私債権、水道、保育料、こういった多くのものがあって、それぞれ、それは原課に返して賦課徴収するということらしいですけれども。その水道料にしても保育料にしても、原課の担当の職員は、これは承知して、また納得しているのか。私がちょっと聞いて回ってみましたところ、2 月ごろに、2 月の中ごろかな、そのころに突然話があったと。

実は、あれが、徴収ですよ、払ってくれるうちはいいですけど、もとのもくあみになって滞納がだんだん増えていく、給食については、中学校 3 年、全部で義務教育は 6 年ですので、済んだらまたどんどん払ってくれる人が少なくなる。滞納は増える。またあるいはこれはまた不納欠損しなけりゃならない。こういう状況が容易に想定されるわけでありますけれども。そのあたりはどうお考えか。

そしてまた、滞納者のリストアップ、名寄せはされるおつもりか、このあたりを説明をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私からは私債権のことについてお答えをさせていただきます。名寄せにつきましては、収納管理課課長補佐のほうから説明をさせます。

私債権に関して、原価に戻して徴収を行っていくということにつきましては、本年度当初に、債権管理審査会の上で通知をしており

ます。

収納管理課を、今回、税務課に統合をするという議案を提案させていただいておりますが、統合するしないにかかわらず、私債権は平成 30 年度から原課に戻しますという話はずっとしてきております。もし、担当が本年の 2 月に初めて聞いたということであれば、担当のほうで失念をしていたんだろなというふうに思いますが、役場としては、しっかり 30 年度から本来の姿に戻します。

ただ、連携をとりながら、しっかりと徴収率を下げない。今の徴収をしっかりと維持をしていくために連携を図って、役場全体で取り組んでいきたいと思いますということをずっと会議の中で話をしておりますので、御理解をいただきたいと、そのように考えております。以上です。

収納管理課課長補佐（戸田郁君）

名寄せで滞納者の管理をされているかという御質問に関しまして、名寄せで管理をしております給食あるいはその保育料等につきましても、児童のお名前とそれぞれの管理人、統一して管理しております。

3 番（西森勝仁君）

確かに、滞納は少なくなっていて、今、恐らく県下でも徴収率は 5 本の指以内に入るようにはなっておりますが、滞納がなければ課の業務としては少なくなっていくんですけど、これは誰も好きこのんで滞納しているわけではないと思います、通常の場合は。それがうっかり忘れたとかいうようなことで増えていきますと、なかなかよう払わなると。こういうことのないように、きちんと督促なり、早めに法令に基づいて手を打っていただきたいと思います。

これは、債権管理は当然、町長の責任でありますので、そのあたりを徹底さしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この任期付任用法に基づく職員というのは、現在どういうふうに運用されているのか、お伺いします。

総務課長（麻田正志君）

質問にお答えさせていただきます。今回の条例の改正につきましては、第 2 条の高度の専門的な知識、経験また優れた識見を有する者が対象となっております。現在勤務しております任期付の短時間勤務職員につきましては、牧野博士ゆかりの植物を楽しんでもらう公園といたしまして 10 カ年計画でリニューアル事業のほうに取り組んでおります。

この牧野公園のリニューアル整備事業を推進していくために、野生及び園芸植物の栽培について学んだ経験また強い熱意と一定の技術、知識を有する者を募集いたしまして、一定の期間内に終了がすることが見込まれる業務ということで、短時間勤務職員として採用して勤務していただいております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

そのことについてはわかりましたが、任用法の第 3 条 1 項及び 2 項あるいは 4 条に基づくもの、この 3 つで任用すれば、これは常勤職員としてカウントされるわけですが、恐らくこれは第 5 条の、今のお話では 5 条で任用する職員がいるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

その職員につきましては、一般職の給料表は適用されるわけですが、ここに出てきているのは適用はないと思います。ここに、この給料表では 3 条第 1 項を想定したものだと思いますが、実際には、恐らく 5 条ではないかと思いますが、御答弁願います。

総務課長（麻田正志君）

質問にお答えさせていただきます。現在勤務していただいております職員につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、こちらのほうの法律の第 5 条第 1 項、短時間勤務職員の任期を定めた採用という法律のほうになりまして、佐川町の条例におきましては、この条例の第 4 条第 1 項、そちらのほうの短時間勤務職員の任期を定めた採用ということになっております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 33 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 24、議案第 24 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、佐川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この条例は非常にありがたい条例ではありますし、今、国家公務

員とかにおかれましては、こういった条例の適用を受けてずいぶん、女性の配偶者がアメリカなりイギリスなり各地へ２年くらい行っているわけではありますが、これ佐川町でこういったものを制定しなければならない、あるいは想定しているというような事例がありましたら、教えていただきたいと思ひますし、金太郎あめのように、全国一律でこれを制定せよというような通達かなんかあったものか、お伺ひします。

総務課長（麻田正志君）

質問にお答えいたします。この配偶者同行休業に関する条例についての佐川町における事例というのは、現在ございません。想定して制定したということではありません。

この条例の制定につきましては、地方公務員の継続的な勤務を促進するために、外国で勤務することとなった配偶者と生活をともにする希望職員に対してのものでありまして、そういう制度自体が国とか県とか、まあ言うたら法律とかいうか、そういうができましたので、それに準じて制定するということです。

済みません、通知についてはちょっと、自分、確認しておりませんので、ちょっとお答えできませんけれど、内容といたしましては、地方公務員のそういうような制度を国や県に準じてやるということになっております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について、質疑を行います。

4 番（下川芳樹君）

加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置に関する条例ということで、廃止というふうな形の提案がされております。これについては、新たに、加茂地区に集落活動センターができたというふうなことに於いて、住民センターの役割またその老人憩いの家の役割を新たな施設に担うというふうなお考えでの廃止であるのか、それとも、単にその施設を利用したらいいからその施設で活用すればいいよってというふうな考えなのかってということが 1 点と、それから現在あるその加茂地区住民センター、この条例廃止後のですね、活用の仕方であったり、使途であったり、そういうものがあればですね、そのお答えをいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御質問にお答えさせていただきます。この廃止につきましては、この議案の説明のときにも説明をさせていただきましたけれど、施設の老朽化とかも進んでおりまして、内部もバリアフリーになっていないってということ、そして地元の自治会のほうに問い合わせいたしましても、こちらのほうにつきましてはもう使用していないということで廃止するというように決めたわけでありまして、御質問にありました加茂地区の住民センターとか老人憩いの家を新たなところにするというようなことについては申しわけありません、今、そのことについて検討して廃止したというわけではございません。

もう 1 つ、ここの加茂地区住民センターとかを廃止した後の活用方法とかにつきましては、現在まだ具体的な検討はしておりませんが、あそこの部分について改修とか何とかしてですね、使えるというような見込みがあるのであれば、そのような方法もありますし、もう活用の方法がないということであれば、取り壊しして残りの土地を有効的に活用するというような方向になるのではないかと思います。

現在、その後の方法についての検討はまだ具体的になされていませんので、答弁のほうは以上ということにさせていただきます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、加茂地区住民センター・老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 27 号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町消防団員任免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号、佐川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 29 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 30 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 31 号、第 5 期佐川町障害福祉計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、第 5 期佐川町障害福祉計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 32 号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町子ども・子育て支援事業計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 33 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、質疑を行います。

5 番（坂本玲子君）

この佐川町の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中、この計画のページ 61 ページに、地域密着型サービスで、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護における事業所増の計画がなされています。これについて、やってくれそうなどころがあるのかないのか、どういう計画があるのか、そして、聞きますところによりますと、これは介護だけではなくて、障害者も一緒に入れるというふうな施設だと聞いておりますが、その点についてお伺いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、今後の人口推計やアンケート結果、家族介護のヒアリング、事業所の意向などを踏まえてですね、第 7 期の介護保険サービスの基盤整備を計画しています。

今回、法改正によりまして、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度について新たに強制型のサービスが位置づけられました。これを受けまして、第 7 期計画では、地域密着型サービスの中で、小規模多機能型居宅介護サービス、これは 1 つの事業所の中で、デイサービスとかヘルパー、ショートステイなどが利用できる施設ですが、障害者もですね、一緒に利用できる共生型ということで登録人数が 29 ということで計画をしています。

あわせて、認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームですが、2 ユニット、18 床もですね、平成 31 年に開所できるよう

に計画をしています。

御質問の中でですね、やるところがあるのかどうなのかという御質問があったと思いますが、一応ですね、事業所のほうにはですね、意向をですね、確認してます。その中で、今ここで、どこということはお答えできませんが、一応やりたいという意向の事業所はあっています。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町後期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 34 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 35 号、佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 36 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 37 号、佐川町教育相談所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、佐川町教育相談所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 38 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

5 番（坂本玲子君）

お伺いします。この条例の中に、3 条で、児童クラブは、次に掲げる日を除いて実施することができると書いてありまして、その（5）番に学校の閉校日（代休日等）というふうに書かれています。が、これは、春休み、夏休み、冬休み等については閉校日ではないという認識でよろしいでしょうか。

教育長（川井正一君）

夏休み、冬休み、春休みを含めまして、その期間は学校の閉校日ではございません。学校の閉校日としては、基本的に参観日などで日曜日によく授業をやります。あるいは運動会なんかをやったら、その代休として月曜日であったり、あるいはその前の週の、同じ週の金曜日であったりとか、そういう休みを、そういった日を指して

おります、基本的に。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 39 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 40 号、佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例の制定について、質疑を行います。

11 番（中村卓司君）

少し疑問があるので質問をさせていただきます。

佐川町にとっては、こういう奨学金の条例初めてだと思えるんですけども。どこかの例をとって、その基礎にしているのではないかとありますが。前例、どういうのが、県下とか、全国的にあるのかということと、金額が一月 10 万ということであっていただいておりますけれども、その点につきましても妥当な金額なのかどうかということと、この条例につきましても、対象になるのがどの範囲になるか、例えば町内だけなのか、高知県なのか全国なのかというふうなことで、どんな対象になるかということと、全国的ということになれば、広範囲ということになれば、その啓蒙といいますか、どういう範囲で募集をするような働きかけをして行ってこれからいくのかということと、このものの条例に対して、契約書というものが無いとですね、妙にそのままになっていくような感じもするわけですが、そういう点につきまして、この 5 点につきまして、お伺いをいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。まず、この条例につきまして、参考にしたのは県、それと県内の市町村、公立病院がある町、嶺北中央病院です。そちらのほうを参考にしております。

県とか、嶺北、それから他県にもございますが、薬剤師については、10 万円を貸与する場合、償還を免除するというのは 2 倍の年数を勤務していただくというふうになってます。看護師なんかは 5 万円とか、医師が 15 万円とかいうような貸与がされております。

それから、対象にするのは佐川町に在住して高北病院に来ていただく人ならどなたでもよろしいと思います。万一、通勤とかいうこともあるかもしれませんが、いかんせん、県内に薬学系の大学はまったくございません。四国内には徳島に 2 つ、香川に 1 つ、それから愛媛に 1 つ。それから中国地方に行きましたら岡山県に 1 つ、広島県に 3 つというようなことになっております。さらに、あとは京阪神、近畿地方ですが、大体このあたりへ高知県高校出身者が薬学部に行っておるようでございます。年間大体 70～80 名ぐらいが薬学部のほうに進学しておるようでございます。

条例、議決いただけましたら、そういったところに、今言いまし

た近畿地方、中国、四国地方の薬学系の学部へ、学科へ、ダイレクトメールを送りたいなと思っておりますし、町の広報にも載せさせていただきますし、高北病院のホームページにも載せて募集に入りたいというふうに思っております。また、こういったものを広報に載せ、町民の声に非常に、報告いただければと思うております。

それと、奨学金貸与するんですから、これは当然、契約書は締結させていただきます。この条例案の第9条のところに、委任、この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定めるという条項がございますが、この条例の中でもまだまだ足りないところもあります。それと、今言いました契約に関すること、条例等で決まったことには、契約の中に網羅して契約を締結するように、別に定めていきたい、定めるように考えております。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

渡辺事務局長が大変御苦勞なさって高北病院の経営に努力をされていることに敬意を表したいと思ひまして、今回の質問も、特別な、何て言いますか文句といいますか、そういった意味じゃございませんで。大変よくやられておりますが、ただ、その全国にもこの奨学金の内容にも、この条例の中にも項としてもありますけども、奨学金もらって、なかなか払えないという学生さんなんかもたくさんございます。

そういったことで、最悪を判断するならば、裁判とかいうふうになればですね大変でございますので、そのときの念には念を入れてですね、そのその他の項にある最終的には町長になろうかと思ひますけれども、管理規定を決めるということで、その中にですね、ぜひですね、本人との契約をきっちり結んでですね、守るというふうな誓約書みたいなものをとっていただくようお願いを申し上げまして、私のほうからお願いをしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

こうした制度は、私もいいものとは思ひます。ここにですね、平成29年12月15日付の高新があります。これによりますとですね、見出しは、医師最多の31万9千人とあるわけでありまして、内容をちょっと見てみますと、2016年末時点での医師の総数は、31万9,480

人で、過去最多だったことが 14 日、厚労省の発表でわかった、と。医師、歯科医師、薬剤師調査でわかったわけでありますけれども、この調査というのは、2 年に 1 回ごと実施されているようであります。前回比で 2.7%、8,275 人が増えた。減っているのは山形が 9 人、山口が 4 人、これ以外 45 都道府県で増加しているようです。

この中で、薬剤師を見てみましても、順番にずーっと増えてきております。この薬剤師につきましては、高北病院が年がら年中募集をしていることは承知しておりますが、薬剤師という資格を持つ職種についている方は、定年がきても定年延長とか、民間でもそうであろうかと思えますけれども長くお勤めされるということで、だんだんと飽和状態に、もうなってきたんじゃないかと。そしたら、飽和状態になったら、地方にももうすぐにこの手立てをしないでも流れてくるんじゃないかと。この手立てはもう既にやっておって、今、局長から言われましたけれども、県とか先進地事例がやっておられて、もうそろそろ、もうあと数年ばしたらサンセットする制度じゃないかなというふうにも考えないわけでもありませんが、現実としては少ないようです。

問題のあの加計学園が獣医師を募集しておりますけれども、あそこですね、やはり、獣医いうても、そういった年齢制限がなく、それから民間でもリタイアしないので、獣医が飽和状態になっているということも聞きます。高知県では、獣医も少ないと思えますけれども。この辺は、どういうふうにお考えか、御答弁をお願いしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

ちょっと、私その 12 月の新聞を読んでなくて、まことに申しわけないところでございますが。まず薬剤師のほうですが、平成 16 年に、学校教育法と薬剤師法が一部改正された、そして 18 年から、薬学部は 4 年生から 6 年生になりました。また合わせて、そのときに、薬学系の学科の設置についての規制緩和がされてます。このときに、徳島文理大学の香川薬学部というのが設置されたことになっております。そういうことから、以前は、平成 24 年からになってきたら、薬剤師の数が増えやせんかやということが、私が前、病院におったときからささやかれておって、マスコミに取り上げておられたのも事実です。

ところが、実態、高知県、郡部でも高北病院でも薬剤師数が非常に少ない、これ実態どうなっちゃうろうというのが私も当初は、病院へこのたび、昨年行ってから疑問を持った点ですが。この今言いました法改正がある前、平成 14 年から平成 17 年度の平均の薬剤師国家試験で合格者は 9,061 名なんです。それから、これがベースになってきますけど、18 年から 23 年まで、制度改正の移行されるときには 7,093 名、平均になってます。先ほど言いました数よりも 2 千名近く減っちゃります。6 年生になった人が卒業しだした 24 年から 28 年度までの平均が 9,082 名と、大幅に増えることなく、その制度改正以前とほとんど同じような状況になっております。

さらに言えば、薬剤師が勤務するところは病院だけじゃないんです。近年は病院の前、高北病院の前にも 3 店舗の調剤薬局がございますし、高知市へ行きますとかなりの数の調剤薬局がございます。それに、そういった県内の医療機関だけの人数の動向がどうなっちゃうのかとかいうのをちょっと調べてみましたら、調剤薬局のほうには、平成 18 年に 754 名の薬剤師がおりました。それが平成 28 年には 864 名と 110 名増えちゃります。ところが病院とか診療所とかいうのは、平成 18 年に 490 名でしたものが、平成 28 年には 522 名と、24 名しか増えてないんです。

それと、10 万人当たりの薬剤師数を見てみますと、高知県は全国平均よりもはるかに多い。何で多いかといいましたら、これは高知市のほうがもう断トツに多いんですね。断トツに多くて、郡部のほうがこれはもう反比例のごとく少ないような状況になっております。なおかつ先ほど言いましたように、郡部のほうでも調剤薬局のほう結構ありますので、医療機関のほうは、病院とか診療所のほうは郡部のほうへ行けばさらに少ない実態がある。

おまけに、県下全体の薬剤師の平均年齢は、高北病院ももう 60 近く、高いと申しましたが、全体平均では 50 歳を超しちゃります。薬剤師の県下の平均年齢 50 歳を超しちゃります。全国平均ではまだ 40 歳余りなんです。逆に 40 歳未満の人が県下全体で 30% を切っちゃります。40 歳未満の人の薬剤師。ところが全国平均では 40 歳になっちゃります。

そして県が第 7 期の保健医療計画をこの 4 月から 5 年間動かすように、今、計画ができたところですが、その中では薬剤師について退職者の補充も含め、中長期的にわたって安定的に薬剤師を確保す

る必要があると。これは特に、郡部の医療機関については、これは積極的に確保していかないと立ち行かなくなるということがこの計画の中にうたわれておりまして、まさに高北病院なんかはそのとおりの実態がある中で、今回の議案の上程ということにさしていただきました。

それと医師のほうでございしますが、医師のほうは、確かにこれ微増になっちょります。微増になって、この医師がどこに行くのかと。

1月の十何日でしたか、高知新聞のほうに、平成26年度から比べて医師が、若手の医師が増えたという大きく載っておりまして。1月の12日ですね。高知県内の若手医師が増加、奨学金貸与などの支援が実を結んだ、というふうに大きく載っちょりましたが、これは40歳未満の医師が、今までは急激に進んで減っておったところです。平成14年には750名いた40歳未満の医師が、これ県下全域ですが、平成26年には517名まで減ってきちゃった状況なんです。

ちなみに、平成8年には818名おったようです。平成26年には517名になったのが平成28年には552名になってきた。26名から2年間28名へ、数十人ですけど増えてきたということが、ここの1月12日の新聞へ出ちりました。これは高知大学の医学部のほうに、地域ワークの制度とかまた県のほうが医師養成の奨学金の貸与制度を平成19年からつくってきたと、そういった成果が上がっちょります。

こんなことが将来向こうではよくなる可能性がありますけど、現状から言えば、なかなか郡部のほうは、先ほどの薬剤師と同じようになりまして、極めて厳しい状況です。

済みません、ちょっと調子に乗って長くなりましたので。済みません、これで終わらせていただきます。そういう状況ですございしますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 41、議案第 41 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 42、議案第 42 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、尾川地区集落活動センターたいこ岩の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 43、議案第 43 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について、質疑を行います。

11 番（中村卓司君）

指定管理者ということですが、これ、ここでの質問でわかっておればですが、従来のプールの職員さんが、この認定者かわることによって職場かわる、雇ってくれないんじゃないかという心配をしよるんですけれども、そこの辺でこんな質問をどうかと思うんですけれども、そんなことがわかっておればですね、聞かせてもらったらありがたいんですが、いかがですか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えをいたします。現在の会社の従業員につきましては、今後、新しい指定管理となります会社、業者ですね、と協議をしまして、今後どうなるかは決定していくこととなっております。全く違う会社ですので、これからの協議、引き継ぎ等におきましてすることとなっております。以上です。

11 番（中村卓司君）

教育委員会のまゝ言うたらテリトリーの中の指定管理だと思うんで、会社に契約すれば、全部その会社が、雇う雇わないというのは全部権限があるかと思うんですが、今までのその経過もあるんで、教育委員会としてですね、今までどおり職員を雇ってほしいというような意向をですね、示してほしいというふうに思いますが、いかがですか。

教育次長（片岡雄司君）

お答えします。その引き継ぎ協議の中でですね、委員会のほうも入りまして協議をしていきますので、そういったことはぜひ伝えていきたいと思っております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 44、議案第 44 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 45、議案第 45 号、佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、佐川町永野共同集荷所（貯蔵施設）の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 46、発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長（西村清勇君）

発委第 1 号、提案理由。今回の佐川町議会委員会条例の改正につきましては、先ほど議決されました議案第 17 号及び第 18 号の条例の改正と同様、精査を行った結果、改正を行うものです。

内容の説明は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 47、発委第 2 号、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長（西村清勇君）

（以下、発委第 2 号、『「議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会」の設置について』朗読）

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 2 号、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会の設置について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、本案について 14 人の委員で構成する議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査目的を達成するまで議会の閉会中はもとより、継続して調査することに決定しました。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会委員長、副委員長互選のため、休憩します。

5 分間休憩します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 30 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会委員長、副委員長互選の結果を報告します。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会委員長、藤原健祐君、副委員長、西村清勇君、以上のとおりです。

日程第 48、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第 49、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会に提案をさせていただいておりました 45 の議案全ての議案を御承認いただきまして、まことにありがとうございます。特に、平成 30 年度佐川町一般会計予算につきまして御承認いただきまして、またしっかりと、4 月以降も町政運営をとり行っていきたいというふうに思っております。

予算は、御承認いただきましたが、予算を執行するときにしっかりと厳しく、役場全体でチェックをして無駄のないように、御承認いただいた予算を執行していきたいと、そのように考えております。

また、本定例会で、収納管理課の廃止、税務課への収納管理業務の移行ということにつきまして御承認をいただきました。収納管理課につきましては、西森議員が副町長であられたとき、また榎並谷前町長のときに、平成 25 年収納管理課を設置していただきました。おかげさまで、長年の懸案事項でありました滞納の整理も大きく前進をしまして、佐川町として収納、徴収にかかわる意識も高まってまいりました。

現年で滞納を出さないと、これは今、収納管理課の職員みんなの熱い思いであります。来年度以降、私債権につきましては原課のほうでしっかりと収納をしていくという方針で進めてまいります。担当者がまずはしっかりと責任を持って自分の業務を果たしていく、このことが一番大切だと思っております。

その中において、係長、課長補佐、課長、その担当課の全ての管理者、管理的立場にある職員が、人ごとではなく自分ごととして担当者と一つになって、この収納徴収業務に臨んでいくということが問われていると思います。定期的に行う債権管理審査会の中で、しっかりと情報を共有して役場全体一丸となって、徴収収納業務に当たってまいります。

今後ぜひ、議員の皆様には厳しい目でチェックをしていただいて、役場職員の職務の遂行状況を見ていただければと、監視していただければと、そのように思います。

本定例会におきまして、議員の皆様からたくさんの御意見、御提言、いただきました。また御指導もいただきました。また本定例会に臨むに当たって、執行部、教育長を初め、各課長から私に対していろいろな意見、提言もありました。いろいろな方の意見、提言に耳を傾けることがやはり本当に大切なんだということを、改めて感じさせていただく大変貴重な 3 月定例会でありました。

まだまだ私自身、勉強不足でもあります。未熟な部分もあります。今後も、ぜひ、議員の皆様には厳しく、温かい目で御指導いただければというふうに思っておりますので、今後も引き続きよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本年 3 月をもちまして定年となります国土調査課の廣田課長、また 2 年間にわたり高知県から人事交流として産業建設課長の役をしっかりと果たしていただきました公文課長に、この場をお借りして、大いに私を助けていただき支えていただいた

ことへ感謝をさせていただき、私のこの閉会における挨拶とかえさせていただきます。本当にありがとうございました。議員の皆様もありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

ここで、町長も今、触れられましたが、私のほうから申し上げます。皆さん御承知のとおり廣田国土調査課課長が３月末をもちまして定年退職となられます。そして公文産業建設課長は、人事交流によって２年間佐川町に勤務をしていただいておりますが、その職務を３月末で終わられるということになりました。

課長二人におかれましては、管理職職員として要職を務められ本会に臨んでこられました。本会議場での職務は本日が最後であろうと思われませんが、課長お二方の御労苦に対しまして、ねぎらいの拍手でお送りしたいと思いますので、御同意をお願いいたします。

どうも、御苦勞でございました。（拍手）

本日の会議はこれをもって終わります。

平成 30 年 3 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 38 分